

第3章 計画の方向性

1 理念

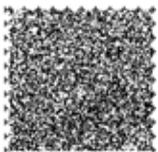
共生のまち・共生する社会

本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念とし、本計画を推進します。

本市の計画においては、長年にわたり、国際障害者年*（昭和 56 年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。その後の社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成 23 年 3 月に策定した仙台市障害者保健福祉計画（平成 24～29 年度）以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。

障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられています。また、本市の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、仙台市基本計画 2021-2030 では、目指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

こうした国や本市が目指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、前計画の理念を継承しつつ、仙台市基本計画 2021-2030 に掲げる都市像を踏まえて「共生のまち・共生する社会」を理念とします。



2 基本目標

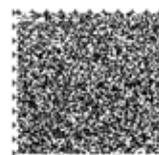
一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、
誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切です。

障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中には暮らしにくさや生きづらさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別*が生じています。

平成28年4月、本市では障害者差別解消条例を制定し、令和5年10月の条例改正においては、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の合理的配慮*の提供を義務化したほか、市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。

障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いにに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、本市では障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進します。



3 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として、5つの基本方針を定めます。

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要です。市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携して、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めます。

また、障害者差別*の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度*の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進します。

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

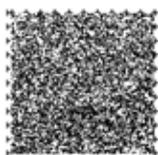
障害のある児童に対する支援では、障害や発達の特性を早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そのためには、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・保健・医療・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。

また、重症心身障害児*や医療的ケア児*などより手厚い支援を必要とする児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開します。

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を展開します。

また、重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害*の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあと*を見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組みます。



基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

障害のある方の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品*の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図ります。

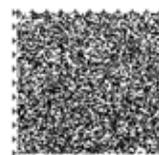
また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場を創出します。

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティ*の向上を推進するとともに、災害に備えた支援体制の整備を進めます。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方にも対応できる生活環境の実現に向けて、(仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組みます。

また、障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組みを進めます。



4 施策体系

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別*解消
- ② 虐待防止・成年後見制度*等

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

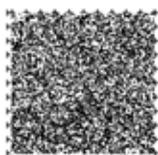
- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- ① 一般就労*・福祉的就労*
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援



基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

施策項目

① 理解促進・差別*解消

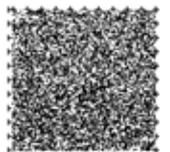
多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別*に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮*の提供を進める庁内体制の整備及び事業者への周知等を実施します。

② 虐待防止・成年後見制度*等

虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止の普及啓発を進めます。また、成年後見制度*における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。

重点取組

- ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化
 - 障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別*解消の普及啓発を行います。また、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を行います。
- ・ パラスポーツによる障害理解の促進
 - パラスポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていくとともに、障害のある方とない方がパラスポーツに親しむきっかけづくりを通して、パラスポーツの振興を図ります。
- ・ 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進
 - 絵画や音楽などの文化芸術活動を通して、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、障害のある方の文化芸術活動への参加機会の充実や文化芸術活動を通じた社会参加の促進等を目指す活動を支援し、障害のある方が文化芸術活動を行いやすい環境づくりを進めます。



成果指標¹⁶

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合	-	-	-	基準値 比増	市民への障害理解の浸透度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 52.1% ¹⁷				
障害理解サポーター事業における障害理解サポーター養成研修実施回数	43回	46回	50回	50回	市民、事業者の障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 32回				
パラスポーツにかかるイベント等の開催回数	50回	55回	60回	70回	パラスポーツを通じた障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 49回				
Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SEND AI*の入場者数	3,900人	4,000人	4,100人	4,300人	文化芸術活動を通じた障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和5年度 3,811人				

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

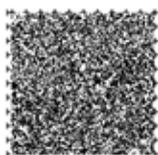
施策項目

① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、新生児等への訪問指導や乳幼児健康診査、5歳児のびのび発達相談*等を実施します。また、アーチルで発達障害の診療を行っている常勤医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築するほか、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必要な方々が、よりスムーズに相談できる環境を整えます。

16 成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として目標値を定め、先頭は基本方針に係るアウトカム指標、その他は重点取組に係るアウトプット指標とする。

17 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）にて、市民が「深まってきた」、「少し深まってきた」と回答した割合



② 保育・療育

幼稚園や保育所等の職員への相談対応、助言や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能の充実を図ります。

③ 教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進*等、障害のある児童への支援の充実を図ります。

④ 放課後支援

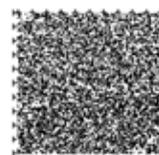
放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児に対する細やかな配慮を行えるよう、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員向け研修の更なる充実を図ります。

⑤ 家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児*や医療的ケア児*等に対する支援ネットワークの強化など、家族の日常生活や社会生活を支えるための環境を整備します。

重点取組

- ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システム*や発達障害児の支援体制づくり
 - 児童発達支援センターの地域相談員をはじめとする地域支援機能の拡充や地域でのより頻回な支援ニーズに対応できるよう、自閉症児者相談センターの取り組みを推進するなど、各機関とアーチルが役割分担を行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。



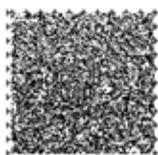
- ・ インクルージョンの推進*に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み
 - インクルージョンの推進*に向けて、子育て・教育・保健・医療・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチ*を中心とした支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児*や医療的ケア児*の受け入れ促進
 - 重症心身障害児*や医療的ケア児*が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児*を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進するとともに、放課後等デイサービス事業所における医療的ケア児*の受け入れを促進します。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	-	-	-	基準値 比増	障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.31 ¹⁸¹⁹				
児童発達支援センターによる相談支援回数	2,500 回	2,750 回	3,000 回	3,750 回	児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能拡充の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 2,272 回				
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,600 回	1,800 回	2,000 回	2,600 回	
	【基準値】 令和4年度 1,435 回				

18 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

19 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている



指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
保育所等訪問支援事業所による支援回数	432 回	480 回	528 回	672 回	地域の支援機関の支援体制強化の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 170 回				
アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	17 校	22 校	27 校	42 校	訪問を通じた普及啓発及び学校との連携強化、校内支援力向上の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 5 校				
主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	19 箇所	25 箇所	31 箇所	32 箇所	重症心身障害児*を支援する体制の整備促進の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 14 箇所				

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

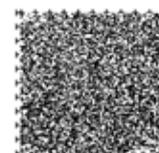
施策項目

① 相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害者総合支援センター（以下「ウェルポートせんだい」という。）、精神保健福祉総合センター（以下「はあとぽーと仙台」という。）、アーチル）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、視覚障害者支援センター等）、障害者相談支援体制を支える基幹相談支援センター*により相談支援を行うほか、地域の関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。

② 生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、地域の障害者自立支援協議会の運営等を通して、関係機関の連携強化を図り、効果的な支援の取り組みを推進します。



③ 居住支援

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組みます。

④ 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーター*の活用に加え、安心して地域で暮らすための地域生活を支えるためのアウトリーチ*支援や、居住支援、地域移行関係者の人材育成に関する取り組みを行い、円滑な地域移行・定着を促進します。

⑤ 保健・医療・福祉連携

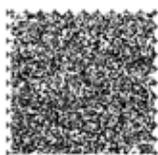
重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のあり方について検討を進めるため、宮城県や当事者団体等と意見交換等を行います。また、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり*者の支援や自殺予防の推進、障害のある方の家族やヤングケアラー*の支援等に取り組みます。

⑥ 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のある方の生活を支援するために、各種給付・手当等の施策を着実に実施します。

重点取組

- ・ 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点*等の取組推進
 - 在宅で生活する障害のある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点*等の取り組みを推進します。
- ・ 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センター*の取組推進
 - 障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を更に強化・展開していくことを目的に、基幹相談支援センター*の委託化を進めます。



- 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等に対応した短期入所事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進
 - 医療的ケアを必要とする重症心身障害児*者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していくほか、重症心身障害等のより手厚い支援を必要とする方に対応する共同生活住居の新設に対し整備費の補助を行い、親なきあと*も見据えた生活の場の確保を図ります。
- 視覚障害、高次脳機能障害*、難病*の方など多様な障害特性に応じたICT*機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施
 - 障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害*、難病*など、専門的支援を必要とする障害のある方に対して、ICT*機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションを行います。

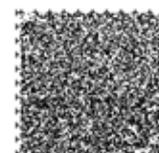
成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	-	-	-	基準値比増	地域での安定した生活を支援する体制の充実度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.48 ²⁰				
地域生活支援拠点*における基幹相談支援センター*等とのケース検討回数	17回	17回	17回	17回	地域生活支援拠点*におけるネットワーク強化等の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 17回				
基幹相談支援センター*における地域の相談機関との連携強化の取組件数 ²²	80回	80回	80回	80回	基幹相談支援センター*による地域における相談支援体制強化の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 79回				

20 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

21 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている

22 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点*運営会議参加回数を計上



指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
共同生活援助 (グループホーム)の利用者数 /月	1,609 人	1,756 人	1,915 人	2,487 人	住まいの場の確保の進捗 状況を測るための指標と して設定
	【基準値】 令和4年度 1,352人				
短期入所事業所 (医療型)の利 用者数/月	34人	37人	40人	52人	短期入所事業所における 受け入れ促進に向けた取 り組みの進捗状況を測る ための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 28人				
視覚障害者支援 センターにおけ るICT*機器等 利用に関する相 談者数	318人	332人	345人	345人	視覚障害のある方へのIC T*機器等利用支援の進捗 状況を測るための指標と して設定
	【基準値】 令和4年度 276人				

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

施策項目

① 一般就労*・福祉的就労*

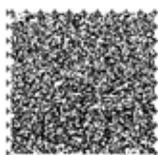
企業に対する障害者雇用についての啓発や職場環境調整への支援、連絡会議を基盤とした取り組みや就労支援ネットワークの強化、事業所の工賃向上への支援等を通して、障害のある方が働きがいのある就労を安定して続けるための支援体制の充実を図ります。

② 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくるとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術

パラスポーツ教室の開催やパラアスリートの発掘など、パラスポーツへの参加機会の拡大により理解を促進するとともに、社会参加促進等を図るためのレクリエーションや、国際交流や音楽、展覧会などの多様な文化芸術活動への参加機会を拡充します。



④ 当事者活動

自ら支えあうセルフヘルプ*グループや同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリング*を支援することで障害のある方の自主的な活動を促進するとともに、障害のある方のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

⑤ 移動・外出支援

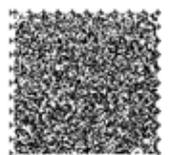
市内の移動に要する費用の一部を助成することや、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進します。

⑥ 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記*等の各種奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通して、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

重点取組

- ・ 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
 - 障害者雇用率*の引き上げや短時間雇用の拡大等により、今後も更にサポートが必要となる企業への啓発・相談支援や、障害者雇用促進セミナーやふれあい製品*販売会等において、企業や事業所での多様な就労の場の周知を行っていくこと等を通して、障害のある方の就労への理解醸成を図ります。
- ・ 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
 - 就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通して、各事業所の課題を共有、分析しながら、関係機関や企業等と連携した支援ネットワークの構築や、研修会の開催等を通じた支援スキルの向上により、障害のある方へのサービスの充実を図ります。
- ・ ふれあい製品*の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労*の充実
 - ふれあい製品*フェアや市内の商業施設での販売会等を通して、事業所のふれあい製品*の販売機会を確保するとともに、ふれあい製品*の販売力強化のための取り組みを行うなど、利用者の工賃向上を図ります。

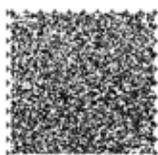


- 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進
 - 市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R6	R7	R8	R11	
障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度	-	-	-	基準値 比増	障害のある方の希望に応じた社会参加や就労の推進の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（施策評価度2.55） ²³				
障害者雇用促進セミナーの開催回数	4回	4回	4回	4回	企業への障害者雇用に関する啓発や、企業や関係機関への雇用・支援事例の周知等の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 3回				
就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	4回	4回	4回	4回	就労移行支援事業所等連絡会議を基盤とした、就労移行支援・就労定着支援事業所の機能向上や、関係機関とのネットワーク強化の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 2回				
ふれあい製品*フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	20回	20回	20回	20回	ふれあい製品*の販売機会の確保の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 14回				

23 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より



指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	4回	4回	4回	4回	障害の有無等に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりの進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 3回				
パラスポーツ教室開催回数	6回	6回	6回	6回	障害のある方がパラスポーツに参画しやすい環境づくりを通じた社会参加促進の取り組みの進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 6回				

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

施策項目

① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*

「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建物等のバリアフリー*化の推進や、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づくバスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー*化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善等を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービス*についても、円滑に実施できるように取り組みます。

③ 防災・減災等

個別避難計画*の作成や災害時要援護者情報登録*制度の推進、福祉避難所*の整備、事業所の業務継続計画（BCP）*策定の普及啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支えあいを促します。

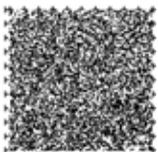


④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント*従事者養成研修を通じて、事業所における障害福祉を担う人材の育成を側面から支援します。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係る施策を展開します。

重点取組

- ・ (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備
 - 障害のある方の地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した(仮称)青葉障害者福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。
- ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等のより手厚い支援が必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
 - 生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業したより手厚い支援が必要な障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保します。
- ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な障害のある方の災害時個別計画作成の推進
 - 災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者等を対象に、災害時個別計画の作成を推進し、日頃からの支援体制を構築します。
- ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
 - 障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施します。
- ・ 障害福祉事業関連事務の効率化
 - 障害福祉関連事務において、定型業務を外部委託で処理する障害福祉事務センターの設置等により、各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図ります。



成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度	-	-	-	基準値 比増	障害のある方が暮らしやすいまちづくりの推進の状況を測るための指標として設定
	【基準値】 一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである (施策評価度 2.66) ²⁴				
(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	実施 設計	建設 工事	建設 工事	運営	施設整備の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 基本設計の着手				
生活介護事業所の定員数	1,401 人	1,464 人	1,527 人	1,716 人	日中活動の場である生活介護事業所整備の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和5年度当初 1,338人				
災害時個別計画の新規作成件数	20件	20件	20件	20件	災害時に一人ひとりへの支援を効果的に実施する体制整備の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 16件				
事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	2回	2回	2回	2回	事業所の採用活動や人材定着支援の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 1回				
障害福祉事務センターの運営	設置	運営	運営	運営	各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を通じた適正な事務執行と市民サービスの向上の進捗状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 業務効率化に向けた業務分析の着手				

24 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より

